

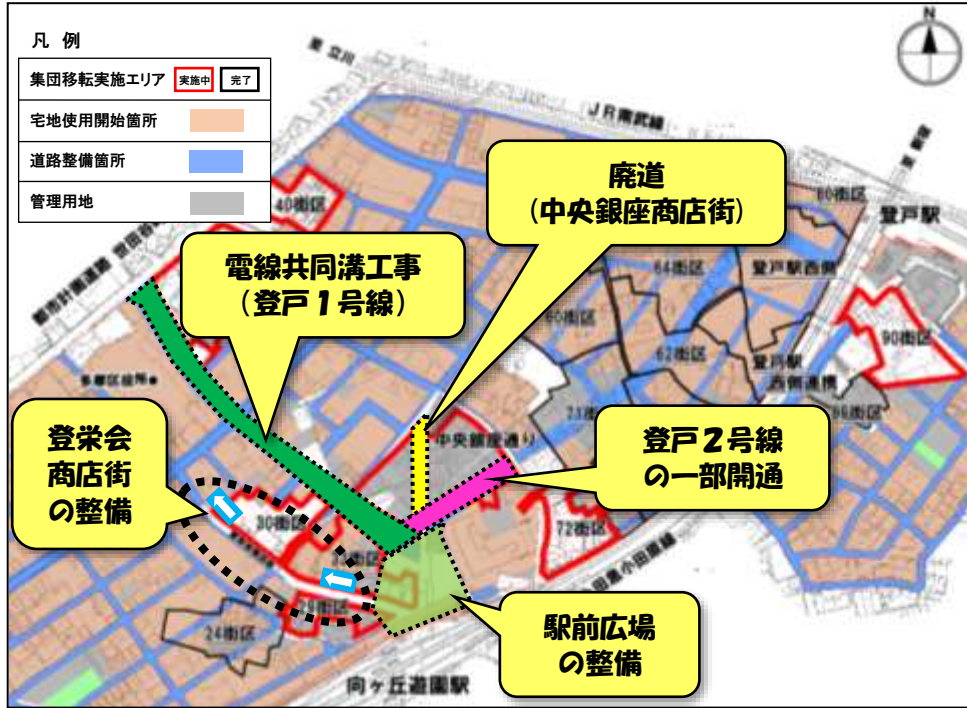
登戸まちづくり

No.99

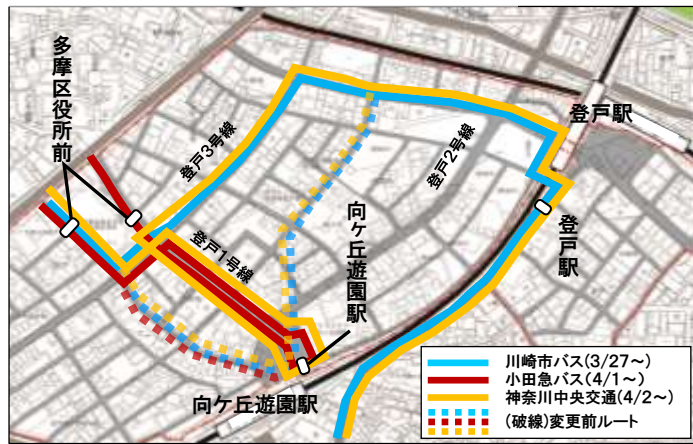
編集・発行
川崎市登戸区画整理事務所
〒214-0014
川崎市多摩区登戸2202番地1
電話044(833)8511
FAX044(834)3881

道路の整備状況等について

【整備箇所】



【バスルートの変更内容】



空中から撮影した
登戸2号線周辺
(令和3年9月頃)

向ヶ丘遊園駅北口周辺では、登戸2号線(アトラスタワー前)の道路整備が順調に進み、4月から部分開通します。また、中央銀座商店街周辺の建物解体工事が終わり、新しい区画道路を整備していくため、4月に中央銀座商店街通りを廃道します。区役所通り登栄会商店街では、建物解体工事と並行して、順次、道路側溝などの工事を行っています。これらの整備後は駅から区役所方向へ車線を一方通行化することで、両側に歩行空間を確保して無電柱化を図るなど、登栄会商店街が目指すまちの将来像である「ここに来たい、住みたいと思える街」の実現に向けた取組を進めます。

また、これらの事業進捗に伴って、3月末から順次、路線バスのルートの一部変更します。小田急バス・神奈川中央交通では、区役所前バス停を経由して登戸1号線を通るルートに変更します。川崎市バスでは、向ヶ丘遊園駅の前には停車せずに、「多摩区役所前」の次は「登戸駅」に停車することに変わりますので、ご利用の際はご注意ください。

令和4年度からは、向ヶ丘遊園駅前広場の整備にも着手します。バス・タクシー乗り場や一般車・障害者用停車スペースの確保のほか、広場の無電柱化やシェルター(上屋)、ベンチの設置など、誰もが安心して利用しやすい駅前広場の整備を進めます。また、登戸1号線では電線共同溝工事を実施します。交通動線を切り替えながら段階的に工事を行いますので、通行にご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願ひします。

事業計画変更について

現在、令和7年度の建築物等の移転及び道路等の都市基盤整備の完了に向けて、土地区画整理事業を推進していますが、社会情勢の変化及び更なる魅力の創出等に伴う総事業費の見直しや、区画整理事業を契機とした魅力あるまちづくりを推進するため、事業完了に向けた事業計画の変更を予定しています。今後、変更事業計画書の縦覧等の手続きを行います。

【事業計画変更の主な内容】

一 総事業費の増額「約936億円」→「約994億円」

二 土地利用計画や道路計画の見直し

① 登戸駅前の更なる魅力の創出に向けた街区の統合

登戸駅前の更なる魅力の創出に向けて、区画道路の廃止による街区の統合を行い、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョンに位置付けた「賑わいの核」の形成に向けた取組を推進します。

② 小田急小田原線複々線化計画の動向を踏まえた区画

道路の変更

当事業は、小田急小田原線複々線化を前提とした計画となっており、当初計画では、複々線化に伴い線路をかさ上げし、その下を通り抜ける道路(左図黄色部分)を整備する予定でしたが、令和7年度までに複々線化が実現する可能性は極めて低いため、当該区画道路を整備した場合、行き止まり道路となってしまうことから、道路の整備は行わず、宅地とする変更を行います。

なお、当初の計画どおりに、登戸1号踏切は廃止(令和7年頃)を予定していますが、暫定の代替歩行者動線として小田急電鉄(株)による跨線橋の整備を検討します。



「登戸・遊園 ミライノバ」でハレの日のイベントを開催

小田急電鉄(株)と連携・協力した取組「登戸・遊園ミライノバ」を、令和3年7月から開始しています。ミライノバは、定期的にキッチンカー等が出店する「イツモの日」と、地域の方々や共創パートナー等がイベントを行う「ハレの日」の2つの取組を通じて、まちのにぎわいづくりを目指す取組です。

令和3年11月に、「ハレの日」のイベントを開催しました。当日は、キッチンカーに加え、移動式本屋、ハンドメイドマーケットなどが出店するとともに、キッズスペースや遊具を設けたことで、多くの家族連れでにぎわいが生まれました。

今後も、ミライノバを通じて、まちのにぎわいや交流の場づくりを行います。



ハレの日の様子



「たまく de AR!」の新規スポット追加について

楽しみながらまちや施設を巡ってもらおうと、多摩区役所で取り組んでいる「たまく de AR!」(登録所が新規スポットとして追加されました)。

登戸区画整理事務所の近くに立つ高札にQRコードが掲示されています。是非お探しください。QRコードを読み取ると、今と昔の街中の写真を比較したコンテンツを見ることができ



事務所近くの高札

土地の分筆、権利の変動(相続・売買等)、建築行為に係る手続等について

●土地の分筆等について

登戸土地区画整理事業地区内の土地について、分筆又は合筆をされる方は、当事業の換地設計と照合させる必要がありますので、事前に【換地担当】にお知らせください。

●権利の変動について

登戸土地区画整理事業地区内の土地について、相続や売買等により、所有権や借地権などの権利の変動がある場合は【換地担当】にお知らせください。

●建築行為等の許可について

登戸土地区画整理事業地区内は、事業を円滑に推進するため、土地区画整理法第76条に定める建築行為等の制限を行っています。

建築行為等の制限の内容

- 一 土地の形質の変更(土地の掘削、盛土、切土、その他の土地の形状及び地質の変更)
- 二 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築
- 三 政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積

これらの行為は原則として許可が必要になりますので、建築行為等を計画されている方は、事前に【企画担当】にご相談ください。

なお、仮換地での建築工事の際には、境界杭の埋設を行う場合がありますので、併せてご相談ください。

◆業者等からの仮換地情報などの問合せについて

事業の進捗に伴い、業者等から当事務所に仮換地情報などの問合せが増えていきます。当事務所では、権利者の同意等を得ていない場合、第三者に対して仮換地情報などの提供は行いません。当事務所が業者等に仮換地情報などを提供する場合、権利者の同意文書(委任状)が必要となりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

無料専門相談について(予約制)

登戸区画整理事務所では、専門家による次の無料相談を月に1回(1月及び8月を除く)実施しています。

相談を希望される方は、相談日を確認の上、事前に予約してください。なお、予約は相談日の1週間前までとなっておりますので、注意してください。

相談	相談日	予約締切日
無料法律相談 【相談員】 藤田 勝氏 (弁護士)	4月19日(火)	4月12日(火)
	5月17日(火)	5月10日(木)
	6月7日(火)	5月31日(火)
	7月12日(火)	7月5日(火)
無料不動産相談 【相談員】 石田 茂氏 (不動産鑑定士)	9月6日(火)	8月30日(火)
	4月13日(水)	4月6日(水)
	5月18日(水)	5月11日(水)
	6月8日(水)	6月1日(水)
無料財務相談 【相談員】 福田 一弘氏 (税理士)	7月13日(水)	7月6日(水)
	9月7日(水)	8月31日(水)
	4月14日(木)	4月7日(木)
	5月19日(木)	5月12日(木)
無料法律相談	6月9日(木)	6月2日(木)
	7月14日(木)	7月7日(木)
	9月8日(木)	9月1日(木)

【場所】: 登戸区画整理事務所

【時間】: 午後1時30分~午後4時

◆相談員の都合等により日程が変更されることがあります。

※事前予約が必要です。予約なしでの相談は受け付けておりません。
※申込状況によっては、翌月以降の相談とさせていただきます。
※相談内容は、区画整理事業に関することに限ります。

川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所
電話 044-9333-8511(代表)

- 無料相談、まちづくり推進協議会...【庶務担当】9333-8511
- 事業計画、建築行為等の許可...【企画担当】9333-8512
- 仮換地指定、権利変動...【換地担当】9333-8571
- 建物等移転補償...【補償担当】9333-8580
- 道路及び宅地工事...【工事担当】9333-8581



(※) 登戸区画整理事務所ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-2-1-5-1-0-0-0-0-0.html>